

# 岡崎市業務金入り設計書の情報提供に関する事務要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、市が情報公開を総合的に推進するため、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第22条の規定により、業務の金入り設計書を情報提供することに關し、必要な事項を定めるものとする。

## (情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれていないこと。
- (2) 既に契約を締結した業務に係るものであること。

## (提供する情報の範囲)

第3条 この要領により提供する情報は、業務の金入り設計書で、次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。

- (1) 表紙
- (2) 内訳表
- (3) 明細表
- (4) 代価表
- (5) 積算情報表

## (情報提供の申請)

第4条 情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、Grafferスマート申請システム（以下「システム」という。）に、次に掲げる事項を入力することにより、市へ申請するものとする。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては郵便番号、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス、申請者が法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の郵便番号、所在地、名称、代表者の氏名、電話番号、連絡担当者の氏名及び電子メールアドレス
- (2) 管理番号（契約番号）、業務の名称、場所及び発注課

## (情報提供の方法)

第5条 情報提供する情報の写しの交付は、システムにより行う。

2 交付する電子ファイルは、PDF形式とする。

## (費用の負担)

第6条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

## (適用除外)

第7条 第2条及び第3条に規定する金入り設計書以外は、条例第6条の規定に基づく公文書開示請求の手続によるものとする。

## 附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。